

学校感染症による出席停止について 医師から「学校感染症」(下記参照)と診断された場合は、以下のように対応してください。

- 1 診断をされたら学校にご連絡ください。学校保健安全法第19条により、学校長の判断において出席停止扱いになります。(第三種その他の感染症については学校長が第三種感染症としての措置を取ると判断した場合。以下の表を参照)
- 2 「治癒報告書」(インフルエンザ)・「治癒証明書」(インフルエンザ以外)を下記の方法でお受け取りください。

* 篠ノ井高校犀峽校HPからダウンロードする

* 学校へ取りに来る

* その他 (担任と相談してください)

病名	出席停止の基準
第2種 (出席停止)	
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまでの遅いほうの日
百日咳	特有な咳がなくなるまで
麻疹 (はしか)	解熱したあと3日を経過するまで (報告義務あり)
流行性耳下腺炎	耳下腺のはれがひくまで
風疹	発疹がなくなるまで
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	症状がなくなったあと2日を経過するまで
結核 ・ 髄膜炎菌性髄膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
第3類	
腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・細菌性赤痢・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師により伝染のおそれがないと認められるまで
<p>「その他の感染症」</p> <p>条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患。</p> <p>学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患をさだめているものではありません。</p> <p>「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域や学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、必ず出席停止を行うべきものではありません。</p>	
日本学校保健会より	